

社会福祉法人かながわ共同会身体拘束等行動制限取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人かながわ共同会が運営する各施設（以下「施設等」という。）において、利用者の人権を尊重し、利用者への身体拘束等行動制限に頼らない利用者の自立と安全への配慮を両立させ、身体拘束に頼らない支援に向けた質の高いサービスを実現することを目的として定める。

(定義)

第2条 この要領における行動制限とは、利用者の意思に反し、次の方法を用いて行動を制限することをいう。

- (1) 車いすやベッド等に縛り付ける。
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- (3) 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(施設等の対応指針)

第3条 施設等の対応指針は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省）（以下「手引き」という。）等を参考に、日頃から虐待防止のための体制や人権意識、知識や技術の向上のための研修等を定期的実施することで、身体拘束に頼らない支援のあり方を検討し、支援技術の向上に努める。
- (2) 行動制限を行う判断は、組織的かつ手引き等を参考に慎重に行う。
- (3) 緊急やむを得ず行う行動制限については、常時その状況を把握し、行動制限判定会議（以下「判定会議」という。）等で検証・評価することにより支援の工夫等を図り、行動制限の解除に努める。

(行動制限を行う場合の三要件)

第4条 緊急やむを得ず行う行動制限は、次の要件をすべて満たす状態でなければならない。

- (1) 切迫性 利用者本人又は他者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- (2) 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。
- (3) 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合。本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する。

(手続き)

第5条 緊急やむを得ず行動制限を行う場合は、次の手続きを行わなければならない。ただし、次条に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 緊急やむを得ず行動制限を行う場合は、グループ会議、寮会議（課会議）で検討のうえ、身体拘束等行動制限の実施について（伺い）（様式1）を作成し、サービス管理責任者の決裁を受け、速やかに園長・施設長に判定会議の開催を要請し、行動制限実施についての適否（3要件全てを満たしているか等）を判定会議に諮り、園長・施設長の決裁を受ける。なお、判定会議の構成員は別に定める。
- (2) 園長・施設長の決裁後、速やかに様式1の内容を踏まえて、「身体拘束等行動制限」実施説明承諾書（様式2）を作成し、本人・家族・後見人等に説明し、承諾及び署名を求める。承諾が得られた場合は、本人・家族・後見人等が署名した様式2の写しを本人・家族・後見人等に交付し、原本は個人記録に綴じる。
- (3) 行動制限を実施する場合はその都度再アセスメントを図り、複数職員が3要件を満たし緊急やむを得ない行動制限と判断した場合とし、個別支援計画書に身体拘束の態様及び時間を記載するとともに、個人記録等にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項について記載する。
- 2 サービス管理責任者は前項（1）に基づき実施された行動制限について、「身体拘束等行動制限」実施報告書（様式3）により定例の判定会議に報告し、園長・施設長決裁を受けるとともに、本人・家族・後見人等に報告する。
- 3 緊急やむを得ず行動制限を行った場合は、常に心身の状態等観察を行い、行動制限の必要性や方法に関わる再検討を都度、グループ会議、寮会議（課会議）等で行うものとする。

(緊急時の手続き)

第6条 事前に、身体拘束等行動制限の実施について（伺い）（様式1）の決裁を受けていない利用者に緊急に行動制限を行う必要が生じた場合、あるいは計画と異なる内容で緊急に行動制限を行う必要が生じた場合は、次の手順によるものとする。

- (1) 切迫性・非代替性・一時性の3要件に合致しているかを確認し、理由・方法・時間等が必要最小限かつ適正であるかどうか、さらには経過確認の方法等について勤務する主任級以上の役職者複数で協議し、上席者の承認を得て実施する。
夜間時は当日の上席者（夜勤リーダー等）を含む複数で協議し、上席者の承認を得て実施する。
- (2) 速やかに家族、後見人等に連絡し、了解を得る。連絡が取れない場合は、実施後速やかに了解を得る。
- (3) 実施後、速やかに、「身体拘束等行動制限」緊急実施報告書（様式5）により実施した職員がサービス管理責任者及び園長・施設長に報告する。
- (4) 併せて、後見人等に緊急やむを得ない行動制限実施理由・実施方法・実施期間等を説明するとともに、様式5内「本人・家族・後見人等への連絡について」に意見等を記入し、上席に報告する。

(5) 実施された一連の詳細を個人記録等にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載する。

(6) 実施後、グループ会議、寮会議（課会議）等で検証し、判定会議で、緊急時の実施の適切性等を評価する。

また、引続き拘束が必要な場合は、速やかに前条の手続きをとるものとする。

(本人・家族・後見人等への報告)

第7条 判定会議で協議した結果について、利用者本人・家族・後見人等に対して、都度報告をする。

(行政への相談、報告)

第8条 行動制限・身体拘束を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告し、行動制限・身体拘束も含めた支援について情報共有を図る。

(実施後の検証・評価の手順)

第9条 行動制限を実施した際には、次の手順で検証・評価を行う。

(1) 実施中の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を当該利用者の個人記録等に記載する。

(2) 実施した内容は、グループ会議、寮会議（課会議）等で検証し、判定会議で実施の経過と評価、今後の方針を明らかにする。

緊急に実施した際は、実施後、グループ会議、寮会議（課会議）等で報告・検証を行うものとする。

(3) 検証の結果を踏まえ、「身体拘束等行動制限」実施報告書（様式3）に、個人記録等の記録の写しを添えて、サービス管理責任者及び園長・施設長に報告する。

併せて、本人・家族・後見人等に実施の状況と経過、状態の推移等を様式3内「本人・家族・後見人等への連絡」に記入し、報告する。

(4) 身体拘束に頼らない支援のあり方について定期的に検討を重ね、行動制限が常態化しないよう常に職員一人ひとりが意識し、質の高いサービスを実現する支援を行うものとする。

(解除の報告)

第10条 本人の状況の変化や支援の工夫等により行動制限が不要となった場合は、直ちに解除する。その後手続きには「身体拘束等行動制限」の解除について（報告）（様式4）を作成し、サービス管理責任者の決裁を受け、速やかに園長・施設長に報告するとともに、ご家族・後見人等にも報告する。

(身体拘束と判断せず目的に応じて適切に判断することが求められる行為)

第11条 次号に掲げる場合、医師や理学療法士・作業療法士等の専門職の意見を踏まえ、使用する場面や目的・理由を明確にし、利用者、家族等の意見を踏まえ、グループ会議、寮会議（課

会議)等で定期的に確認し、安全性のみならずQOLの視点から個別支援計画に記載し、その必要性を明確にする。また、漫然と長時間拘束することを防ぎ、同一姿勢による二次障害や褥瘡等を計画的に防止する。

- (1) 医師の指示による点滴、外科的治療等医療面で必要な拘束をせざるを得ない場合
- (2) 医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで作成・使用されている座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用
- (3) 生命、身体に関わる重大な事故の防止及びQOLの維持向上を目的としたヘッドギアの使用
- (4) 入浴機器等における機器取扱説明書に使用の説明が記載されている場合

附則

この要領は平成20年4月1日より施行する。

附 則

平成30年9月1日一部改訂。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月8日より施行する。